

千葉県食育推進員活動実施要綱

(目的)

第1条 地域住民が自主的に健康づくりの観点からの食育を推進するため、食育推進員（健康づくりの観点からの食育についての活動を組織的に行うボランティア。以下「推進員」という。）を育成し、地域に密着した健康づくりのための諸活動を継続的に行う。

(推進員の活動)

第2条 推進員は、本市が行う健康づくりの観点からの食育推進を目的とする事業に協力するとともに、各地域において健康づくりの観点からの食育推進に係わる活動を行うものとする。

(2) 推進員は、食育活動を行うため、推進員を構成員とする協議会を組織し、これを実施主体として、市と協議して活動目標を定め、具体的な活動計画に基づき、活動するものとする。

(推進員の要件)

第3条 推進員は食育推進員養成講座の修了者または、これと同等以上の健康づくりのための食生活に関する知識及び経験を有する者とする。

(推進員の養成)

第4条 推進員の養成は、健康推進課・保健福祉センター健康課を中心に実施するものとする。

2 養成講座の内容は、地域における食生活を中心とした健康上の問題点やニーズに対応した地区伝達活動を展開していく上で必要な食生活改善や健康づくり等のための知識や技術に関する次のような事項とする。

(1) 食育推進員と地区伝達活動

(2) 地域住民の健康状態と生活習慣病・介護予防

(3) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条に規定する市健康増進計画

(4) 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条に規定する市食育推進計画

(5) 食品衛生と調理

- 3 講師は、医師、管理栄養士、保健師等健康づくりのための専門的知識を有する者とする。
- 4 所定の課程を修了した者については、修了証を交付する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱による改正前の「千葉市食生活改善事業実施要綱」により、すでに養成している「食生活改善推進員」については、本要綱の「食育推進員」と同様の取り扱いをするものとする。